

寒河江市自発的活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づく地域生活支援事業として、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等（以下「障害者等」という。）が自発的に行う活動（以下「自発的活動」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自発的活動とは次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 障害者等が互いの悩みを共有、情報交換できる交流会活動
- (2) 障害者を含めた地域における災害対策活動
- (3) 地域で障害者が孤立することがないように見守る活動
- (4) 障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動
- (5) 障害者等に対する社会復帰活動
- (6) 障害者等に対するボランティアの養成や活動
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるその他障害者の自立に資する活動

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、障害者等で構成される団体で、次の各号

のいずれにも該当するものとする。。

- (1) 構成員が5名以上であること。
- (2) 構成員の3分の2以上が市内に住所を有する者であること。
- (3) 継続的な活動実績があること。
- (4) 構成員から会費を徴収していること又は団体の規約があること。
- (5) この要綱以外の制度により補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、政治的活動、宗教的活動又は営利活動を目的とする団体は、補助対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、自発的活動を実施するために必要となる経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1団体につき1年度3万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)

- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 構成員名簿
- (4) 会費徴収の記録又は団体の規約
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は施行箇所若しくは設置場所の変更
- (3) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の成果概要（様式第4号）
- (2) 収支の決算報告書（様式第5号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の実施場所

5 事業開始及び完了予定期間

開始期日 自 年 月 日

完了予定期日 至 年 月 日

6 設計書又は見積書

別添資料のとおり

様式第2号

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	円
合 計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
合 計		

寒河江市長

様

事業実施主体の住所

並びに名称

及び代表者氏名

印

事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付決定があった平成
年度寒河江市自発的活動支援事業について、下記のとおり事業を変更（中
止、廃止）したいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関
する規則第7条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分（様式第1号に準じて作成すること。）
- 3 収支予算書（様式第2号に準じて作成すること。）

備考 事業変更承認申請書に係る関係書類は、補助金の交付の決定通知
がなされた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業計画とを比較対
照できるように2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するこ
と。

様式第4号

事業の成果概要

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の実施場所

5 事業開始及び完了期間

開始期日 自 年 月 日

完了期日 至 年 月 日

6 設計書又は見積書

別添資料のとおり

様式第5号

収支の決算報告書

1 収入の部

科 目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

科 目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					